

# 納税準備預金

令和2年4月1日現在

1. 商品名	納税準備預金	
2. 販売対象	・法人及び個人。	
3. 期間	・定めません。	
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位	
5. 払出方法	原則として預金者のかたの租税(国税または地方税)の納付に限って払戻しができます。	
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払い方法 (3) 付利最低残高 (4) 付利単位	・変動金利(店頭表示の利率)を適用いたします。 但し、租税納付以外の払戻が発生した利息計算期間は「普通預金利率」を適用いたします。 ・年2回(3月、9月)元金に組み入れいたします。(*) ・1,000円 ・100円(日割計算)	
7. 税金	・無税 但し租税納付以外の払戻が発生した場合は、個人は分離課税(国税15%、地方税5%)の対象となります。 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・預金者が納税貯蓄組合の組合員の場合、その払戻額の合計額が同法に定める一定額(10万円)以下のときは無税となります。 ・法人は総合課税の対象となります。	
8. キャッシュカードの利用と手数料	—————	
9. 付加できる 特約事項	・ご注意下さい 総合口座のお取り扱いはできません。 給与、年金等の受取口座には指定できません。 デビットカードサービスのご利用ができません。 公共料金などの自動振替口座としてご利用いただけません。	
10. 中途解約の 取扱い	—————	
11. 金利情報の 入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置  紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考 となる事項	までと、その利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。	

(\*) 納税準備預金の利息決算日は毎年「3月9月の第3土曜日」です。